

公益財団法人神奈川県市町村振興協会中央研修所等受講助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村、地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合及び神奈川県市長会等の市町村関係団体（以下「市町村等」という。）の職員が市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、国土交通省国土交通大学校及び全国建設研修センター（以下、「中央研修所等」という。）において研修を受講する場合の経費の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象等)

第2条 公益財団法人神奈川県市町村振興協会の理事長（以下「理事長」という。）は、市町村等の職員（一般職の職員に限る。以下同じ。）が中央研修所等の研修を受講する場合における受講決定通知書及び研修実施要領に記載の経費のうち、次の各号に掲げる経費の合計額の10分の8に相当する額を円未満切り上げて得た額を予算の範囲内で助成する。

- (1) 研修費
- (2) 宿泊費
- (3) 研修生活動費
- (4) 教材用図書費

2 各年度の1市町村等当たりの前項に規定する助成額の合計額は、60万円を限度とする。

(助成申請)

第3条 市町村等は、中央研修所等の研修を当該職員に受講させる場合で前条の助成を受けようとするときは、開講日の2週間前までに中央研修所等受講経費助成申請書（第1号様式）に中央研修所等受講状況一覧表（第2号様式）及び中央研修所等研修受講に係る決定通知書の写しを添えて、理事長に提出するものとする。

(助成の決定)

第4条 理事長は、前条の申請書を受理したときはこれを審査し、その結果を当該市町村等あてに中央研修所等受講経費助成決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(助成の変更)

第5条 市町村等は、第3条の申請内容に変更が生じた場合は速やかに中央研修所等受講経費助成変更届（第4号様式）に変更の内容が分かる書類等及び当該変更の内容を反映した中央研修所等受講状況一覧表（第2号様式）を添えて、振興協会に提出するものとする。

(変更決定)

第6条 理事長は、前条の変更届等により第4条に規定する助成決定を変更する必要があるときは、当該市町村等あてに中央研修所等受講経費助成変更決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 市町村等は、第2条に規定する助成の対象とする職員の研修終了後当該年度の2月末日までに、中央研修所等受講経費助成実績報告書（第6号様式）に中央研修所等受講一覧表（第7号様式）及び中央研修所等の受講修了書等の写しを添えて、理事長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第8条 理事長は、市町村等から提出された前条の実績報告書等を審査し助成額を確定した時は、中央研修所等受講経費助成確定通知書（第8号様式）により通知するとともに、市町村等が指定した金融機関に助成金を払い込むものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めているもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。